

令和 4 年度 一般入学試験における新型コロナウイルス感染症に
罹患等した出願者の「特別措置」について

新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等の理由により、一般入学試験を受験できない場合は、希望により追試験への振替による「特別措置」を実施しますのでお知らせいたします。

なお、当該理由で欠席する場合は、試験当日の 8:30 までに、必ず舞鶴医療センター附属看護学校（tel：0773-63-4338）へ電話連絡してください。入試当日の 8:30 までに連絡がない場合は、通常の欠席扱いになり、追試験への振替は出来ませんのでご注意ください。

※追試験への振替を行うには、当校より追試験の受験対象者と認められた場合に限りです。

1. 対象入試

一般入学試験：一次試験日：令和 4 年 1 月 20 日（木）

※4 校統一日程

2. 「特別措置」の対象者

一般入学試験を受験できなかった者で、次のいずれかに該当し、当校より、追試験の受験対象者と認められた者。

1) 新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により欠席した者。

※新型コロナウイルスの症状も含む。

2) 保健所から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当するとして、試験前日までに隔離（健康観察期間）が解除されず一般入試を欠席した者。

※ なお、無症状の濃厚接触者であっても試験前日までに解除されない場合には追試験の受験対象者となります。

3) 試験当日に 37.5 度以上の発熱がある者

3. 「特別措置」の概要

対象者には、以下の日程で追試験を設けます。

■追試験日程：令和 4 年 2 月 3 日（木）（二次試験も同日に実施します。）

※追試験の試験内容は当初の一般入学試験と同様となります。

※追試験についての追試験はありません。

※詳細や追試験の手続きについては、改めてお知らせいたします。